第七条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

様式第二号（第十四条関係）

第一片

送付書・領収証書

国庫金

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領収控

国庫金

送

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書

国庫金

第　　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考

１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。